

令和6年度 第1回 北区入札監視委員会 議事概要 別紙

1. 令和5年度下半期 契約締結状況について

事務局から令和5年度下半期の契約締結状況を報告。

平均落札率は91.1%であった。

2. 令和5年度下半期 審議案件7件について

事務局から資料「入札契約方式別抽出案件一覧」、「審議案件資料」に基づき報告し、審議を行った。

(1) 制限付一般競争入札（3件）

①「仮称区営浮間四丁目アパート新築工事」

②「旧神谷小学校校舎等解体工事」

③「田端駅前昇降機棟増築工事」

委員の主な意見・質問等	区の主な回答等
<p>①について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・基準上はJVの構成員数が3者とする案件と思われるが、2者での入札となったのは何故か。 <p>①および②について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・JVを組むメリットは何か。 <p>②について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・低入札価格調査制度は導入してどの程度経つのか。何か問題は起きたことはあるか。 <p>・発注予定表に最低入札参加者数が1JVとあるが、競争にならないのでは。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・構成員数を3者として公告したが、最低入札参加者数に満たず、一度入札中止となった。工事内容が住宅建築であり技術的に困難なものではないことから、改めて入札を行う際にはJVの構成員数を2者とした。 ・大手業者と組むことで中小業者の技術力を高めること、中小業者では調達できないものを大手業者に調達してもらうこと等がメリットである。区としてはなるべく区内業者で発注したいと考えているが、場合によっては区外の大手に依頼することもある。 ・平成31年度から導入している。低入札調査委員会ではこれまで特に大きな問題は起きておらず、事業者は調査の要請に応じており、十分な調査が行えている。なお、業者には事前に低入札価格調査対象案件であることは伝えている。 ・昨年度前半に入札不調が多かったことで、令和5年10月1日以降、JV案件は1JVの入札でも可とする運用に変更した。実際に申し込んでいる業者から見ると、他に何社が申し込んでいるか知らないため、結局は自社が対応できる価格で入札せ

<p>③について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・不調に終わった前回の入札で辞退していた業者が、今回の入札には参加している。仕様内容の変更等が影響したのか。 ・業者にとって入札に応じやすいスタイルでかけるというのは一つの教訓だと思われる。 	<p>ざるを得ず、競争が成立していると思われる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・前回の入札は昇降機棟単独工事の案件だったが、今回の入札は棟に加えて昇降機設備も含めた案件だった。業者としては、昇降機棟単独の工事よりも複数の工種が含まれている方がメリットや旨味があると感じている可能性がある。
---	--

(2) 指名競争入札 (1件)

④「(仮称) 北区立都の北学園新築に伴う既製什器備品等の購入」

委員の主な意見・質問等	区の主な回答等
<ul style="list-style-type: none"> ・辞退理由を書いていない業者があるが、調達の見込みが立たないということか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・今回辞退理由を入力しなかった業者は、追加指名の区外業者だった。希望申し込みをしていない業者で、北区の入札に不慣れだった可能性もある。北区の入札に参加している業者の多くは、辞退理由を書いている。

(3) 随意契約 (特命随意契約) (3件)

⑤「北区新庁舎新築基本設計業務委託」

⑥「基盤システム標準化に伴う基本設計業務委託」

⑦「総合防災情報システム (災害情報システム) 改修委託」

委員の主な意見・質問等	区の主な回答等
<p>⑤について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第一次審査で1位だった業者が第二次審査では3位となっているが何故か。 ・第一次審査を通過した業者の中で辞退者が出たのは何故か。 ・第一次審査の段階で失格者が出ているが何故か。 	<ul style="list-style-type: none"> ・第一次審査は書類審査で、第二次審査はプレゼンテーションやヒアリングを行った。技術提案の表現力、質疑への応答などで差がついた。また、第一次審査の得点は第二次審査には影響がないため、順位変動につながることもある。 ・業者が公正取引委員会から排除措置命令を受け、自主的に辞退した。 ・本来失格となるような申込であっても、申請受付の段階で排除することはできず、審査を経て失格にしたと思われる。

<p>・ 第一次審査と第二次審査で配点に偏りがあるように思う。配点のバランスは考えた方がよいのでは。</p> <p>⑥について</p> <p>・ 基幹系システムの業務委託と思われるが、北区の標準化への取り組みはどのようなイメージなのか。</p> <p>・ システムの標準化が進めば他自治体とのデータ連携もしやすくなるなどの話も聞くが実際はどうか。国のデジタル赤字の穴埋めも標準化の推進理由の一つと思われるが、標準化の必要はあるのか。</p> <p>⑥および⑦について</p> <p>・ いずれもシステム案件で、ロックインだと思う。一度契約すると抜け出せない独占契約のようだ。</p>	<p>・ 配点は各プロポーザル審査委員会で決定しており、案件によって違いが出てくる。</p> <p>・ ガバメントクラウドに移行するための基幹系システムの基本設計作業であり、令和3年度に定められた基本方針に基づく改修である。本件の作業のように、各自治体がガバメントクラウドに合わせるための作業をする必要がある。</p> <p>・ 現状のシステムは各自治体が独自にカスタマイズを重ねているが、標準化によって統合することで、データ連携の面などでメリットがあると思われる。</p> <p>・ ⑦については、他区での実績も多く、信頼性があるということが当初の選定理由だった。今回の案件では競合業者もいたが、他社に乗り換えるのとバージョンアップとでは、前者の方が費用的に高かったこともある。また、アプリ開発やポータルサイトなども含めて受け持つ会社は他に少なく、この業者が優位だった理由となっている。</p>
---	--

審議結果

- 全体として適正だった。低入札価格調査の件もよく運用されている。予定金額の妥当性確認書も正しく記載されている。
- 特に大きく問題意識を感じた点はなかったが、辞退理由に関しては区外業者であっても入力することが浸透してほしい。
- 予定価格に応じた指名業者の数がしっかり守られている。
- 落札率が以前と比較して上がってきている点に驚いた。人手不足や人件費・資材費高騰の要因もあるが、「高止まり」ではなく今後もっと高くなっていくのかもしれない。どうなるのか気がかりである。